

〔論文〕

マラヤの労働組合顧問官の役割

——イギリス労働組合会議と植民地とのかかわり——

香 川 孝 三

一、はじめに

イギリス労働組合会議 (Trade Union Congress) が植民地の労働者や労働組合とどのようなかかわり方をしてきたかを探るのが本稿の目的である。

これまでのかかわり方をみると、イギリス労働組合会議が植民地の労働者や労働組合を援助するという形をとってきている。その援助の仕方として次のものがみられた。

- ① 植民地の労働組合活動家がイギリスで勉強するための奨学金を与えること
- ② イギリスでの勉強といっても、大学で学術的な研究をするというよりは、労働組合の組織や運営の実務を勉強する方が役にたつ。そこでラスキン・カレッジ (Ruskin College) のような勤労者のためのカレッジで勉強できるような援助すること

マラヤの労働組合顧問官の役割

③ イギリスの労働組合活動家を植民地に派遣して、組合の組織や運営の仕方を教えること

本稿では③の援助の仕方に焦点をあてて考察をすすめたい。イギリスの労働組合活動家を植民地に派遣する方法はいくつかあるが、その中で中心になったのが、「労働組合顧問官」(Trade Union Adviser)という植民地政府の職員に派遣されるケースであった。そこでこの「労働組合顧問官」の役割や機能がどうであったかを、マレーシアの事例によって考察したいと思っている。これによってイギリス労働組合会議の植民地での労働組合対策、さらにひろく労働政策がどのようなものであったかがあきらかにならう。

二、労働組合顧問官制度ができるまでの経過

イギリスの労働組合活動家が始めて植民地に派遣されたのが一九四二年であった。六人がトリニダード (Trinidad)、『ゴールド・コースト』(Gold Coast)、『パレスチナ』(Palestine)、『シラレオーネ』(Sierra Leone)、『イギリス領ギアナ』(British Guiana)、『ナイジェリア』(Nigeria) の六カ国にそれぞれ派遣された⁽¹⁾。これにいたるまでの経過をまとめ、この制度がなぜ生まれてきたかを考察しておきたい。

イギリス労働組合会議が植民地の労働問題に関心をいだいた最初の国はインドである。イギリスの植民地の中で最も「工業化」がすすんでいたのがインドであり、当然そこには労働問題が発生していた。T. D. C. とはじめて接触したインドの労働組合はマドラス労働組合 (Madras Labour Union) であった。この組合結成の指導者である B. P. Wadia は一九一九年 T. D. C. の全国大会に出席し、インドの労働者との連帯を訴えた。これがきっかけとなりインドの労働事情が T. D. C. に紹介され、その関心が高まってきた。さらにインドだけでなく、より広い関心をよびおこしたのが英連邦労働会議 (British Commonwealth Labour Conference) であった。第一回が一九二五年、第二回が一

九二八年、第三回が一九三〇年に開かれた。さらに I. U. C. の植民地への関心を強める契機となったのが国際労働機関 (International Labour Organization) であった。植民地を主たる対象とする強制労働の禁止条約問題が国際労働機関で議論され、I. U. C. もそれにかかわらざるをえない立場にあった。ところが第2次労働党内閣において植民地大臣となったシドニー・ウェッジ (バスマフィールド卿 Lord Passfield) が一九三〇年に植民地の労働組合の発展のために、植民地労働協議会 (Colonial Labor Committee) が同じく一九三〇年にもうけられたが、I. U. C. はそれに対しても大きな関心を示していない。この時には I. U. C. の内部で植民地の労働問題を検討する機関が存在していなかったために I. U. C. の対応が不十分であった。その反省のもとにもうけられたのが、一九三七年に設置された「植民地諮問協議会」(I. U. C. Colonial Advisory Committee) であった。

この協議会がもうけられたきっかけは一九三七年夏以来植民地の西インド諸島でおこった暴動であった。この暴動から植民地での労働問題が深刻化していることが分かり、西インド諸島だけでなく植民地全体の労働問題を中心にした諸問題を検討する機関が設置された。第一回の会合が一九三七年一月二二日開催された。

この協議会のメンバーは次のとおりである。

C. Roden Buxton,	H. S. L. Polak
J. F. N. Green	Arthur Pugh
A. Creech-Jones	T. Reid
Roy Macgregor	W. McGregor Ross
W. N. Macmillan	T. Drummond Shiels
H. H. Elvin (Chairman I. U. C.)	

Ebby Adwards, George Hicks, Arthur Shaw (T. U. C. General Council)
Walker Citrine (General Secretary)

この協議会の目的は、T. U. C. が植民地の人々の生活水準を向上させるために何をおこなうことができるかを調査することであった。具体的には次のことが調査対象とされた。⁽³⁾

- ① 低賃金、長時間労働、抑圧的な行為等から生じる苦情を解消する最もよい方法を考えること
- ② それぞれの地域の条件や困難さを考慮に入れながらも現地労働者が労働組合を組織する最もよい方法を考えること、植民地に適した労働組合のモデルをつくること、さらに現地の労働者の利益を守るための労働組合の結成が見込めない場合には、労働長官を任命すること
- ③ 健康、賃金、住宅やその他の労働条件を改善したり、最低賃金制度を実施するための最も有効な方法を研究すること
- ④ 植民地省と交渉して、植民地政府内に労働を担当する部門を設置することやそのための人材確保のためにイギリスでの教育訓練制度の設置を推進すること

⑤ 植民地省内に植民地の労働問題を専門に取り扱う部門や諮問委員会をもうけるよう要請すること
以上の五つの目的をその後着々と実現させていった。目についたところだけをひろってみても次のとおりである。

① この協議会が最初に実現させたことは労働組合規約のモデルを作成し、それを印刷して植民地省、国際労働機関、インド高等弁務官、植民地のすべての労働組合に一九三八年五月に送付した。⁽⁴⁾ これは5つの目的のうちの②の植民地に適した労働組合組織のモデルづくりにかかわっている。

② T. U. C. と植民地省との交渉が一九三八年におこなわれ、植民地の労働問題について T. U. C. と植民地省とが事前に話し合うという慣行をつくるきっかけとなった。一九三八年八月西インド諸島の労働条件を調査にいく直前に、

植民地省内ではじめてもうけられた労働顧問官 (Labour Adviser) に任命されたオルド・ブラウン (Major Order-Browne) と T. U. C. との会合がそのきっかけとなった。

植民地省に社会サービス局 (Social Services Department) が一九三九年にもうけられた。⁽⁵⁾これは植民地省と T. U. C. の話し合いの結果生まれたとはいえないが、それを生みだすきっかけとなった。社会サービス局は労働、教育、医療サービス、住宅その他の社会問題を担当し、労働問題だけをとりあつかう機関ではなかったが、この社会サービス局ができたことは植民地の労働政策を推進する核が植民地省内にできたことを意味している。

さらに T. U. C. は植民地の労働問題を検討する諮問協議会の設置を植民地に要望していたが、一九四二年に植民地労働諮問協議会 (Colonial Labour Advisory Committee) として結実した。この協議会の設置より以前に、一九四〇年植民地開発福祉法が制定されたことが、この協議会設置を促進する要因となったことを無視するわけにはいかない。この法律は一九二九年植民地開発法を全面改正したものであるが、植民地の資源開発と植民地住民の福祉向上の二つの目的をかかげている。西インド諸島での暴動がきっかけでつくられた西インド調査勅命委員会 (West India Royal Commission) の勧告がこの法律の直接の契機となっている。その勧告では植民地住民の生活条件や労働条件がきわめて悪く、それを改善する措置を講ずべきことを指摘していた。さらにこの法律の意図の中には、一九三九年九月からはじまった第2次世界大戦で、植民地からの戦争協力をとりつけることがあった。戦争協力をえるために植民地住民の福祉向上をはかるという目的をかかげたわけである。⁽⁶⁾したがって社会サービス局や植民地労働諮問協議会がもうけられたのは植民地省の政策実施のためにもうけられたのであって、T. U. C. との話し合いの結果生まれたものとはいえない。ただ T. U. C. との話し合いがそれらを促進する効果をもたらしたものとみることはできよう。

③ T. U. C. の組合活動家を植民地に派遣するという考え方が西インド調査勅命委員会の報告書の中ではじめて示された。⁽⁷⁾これは当時植民地大臣であった M・マッドナルド (Malcolm John MacDonald) の決断によってウォルター・シッ

トリン (Walter Citrine) がその委員会の委員に任命された結果とされている。⁽⁸⁾ この報告書にかかわったことでシットリンは T. D. C. 内の植民地労働問題に関する第一人者となった。

シットリンら委員は一九三八年一月一日ジャマイカに到着し、一九三九年四月七日イギリスに帰国するまで約五ヶ月間西インド諸島の国々を調査してまわった。その報告書の最終草稿が一九三九年一月二月植民地大臣に提出された。その中には西インド諸島の労働者の健康や住居その他の生活諸条件がきわめて悪いことを明らかにしており、その結果イギリスの植民地行政を批判する内容となっていた。当時第二次世界大戦中であることを考慮して草稿の一部だけが公表されたにすぎなかった。全文が公表されたのは一九四五年になってからであった。

この報告書の中で次の注目すべきことをのべている。

①労働組合の結成を奨励する政策をとりながらも、そのための努力を払っているとはみられないこと。労働組合の活動を保障する労働組合法はジャマイカだけにしか制定されていない。組合結成をすすめるために組合の指導者の養成が必要であり、そのために若い労働者に奨学金を与えて労働組合の勉強をせよという制度をもうけるべきである。

②植民地に労働問題を取り扱う職員 (Labour Officer) を配置すべきこと。そのために植民地に労働局 (Labour Department) をもうけるべきであり、そこに労働問題の専門家を配置すべきである。そのような者をイギリスから派遣することも考慮すべきである。イギリスの組合役員や使用者団体の役員から選ぶことも必要である。

以上のおりイギリスの組合活動家を植民地政府に派遣するという考えが、この西インド調査勅命委員会の報告書の中ではじめて示された。

この報告書の内容を実施するためにシットリンは植民地の組合指導者をラスキン・カレッジで教育すること、さらにイギリスの組合活動家を西インド諸島に一年ないし一年半派遣して組合の結成の仕方や団体交渉のやり方を教える制度をつくることを考えていた。シットリンはイギリスから派遣する人物として当時 T. D. C. の組織局で働いていたヴィ

クター・フェザー (Victor Feather) を考えていた。この提案は一九三九年九月一日開かれた T. U. C. の執行委員会で承認されたが、この二日後イギリスが第二次世界大戦に突入したために実施がのびた。西インド諸島の組合指導者二名に奨学金を与えることを決定したのは一九四〇年であるが、実際に二名がラスキン・カレッジに來たのは一九四五年であった。これも第二次世界大戦の影響であった。

T. U. C. が独自に組合活動家を植民地に派遣する前に、植民地省は一九四二年 T. U. C. に対して植民地の労働局に組合活動家を派遣するよう要請した。T. U. C. 側は組合活動家を植民地へ派遣することを決定しながら実施にいたっていない時期であったことから、植民地省の要請をうけて派遣することに同意した。植民地政府の労働局への派遣の任務は、植民地政府だけでなく、植民地の使用者や労働組合へのアドヴァイスをおこなうことになっており、労働組合の発展を援助するという目的を達することができるかと判断したためである。

一方、イギリス政府がなぜ T. U. C. の組合活動家を植民地に派遣することをきめた理由はどこにあったか。それは植民地において社会主義や共産主義がひろがるのをおそれ、労働組合の政府活動を抑制しようというねらいがあったとされている。労働組合の結成を助成することを目的としてはいるが、労働組合によって社会主義や共産主義が植民地にひろがることをきらい、イギリスの組合活動家によってイギリスをモデルとした労使関係や労働組合が形成されることを期待していたとされている。⁽⁹⁾

注

(1) 派遣された人の名前とその地位は次のとおりである。

J. Stirling (Iron and Steel Trades) Labour Officer, Trinidad

L. G. Jones (South Wales Miners' Federation) Labour Officer, Gold Coast

H. E. Chudleigh (Amalgamated Engineering Union) Inspector of Labour, Palestine

W. M. Bissell (Electrical Trade Union) Deputy Commissioner of Labour, British Guiana

メラヤの労働組合顧問官の役割

- E. Parry (General and Municipal Workers) Labour Officer, Sierra Leone
P. H. Cook (National Union of Railwaymen) Industrial Welfare Officer, Nigeria
- (a) B. C. Roberts, Labour in the Tropical Territories of the Commonwealth, The London School of Economics and Political Science, 1964, p. 146
- (b) B. C. Roberts, op. cit., p. 147
- (c) Trade Union Congress, Annual Report 1938, p. 206
- (d) Colonial Office, Labour Supervision in the Colonial Empire 1937-1943 (Colonial No. 185) p. 1
- (e) D. J. Morgan, The Official History of Colonial Development, Volume 1, The Origins of British Aid Policy 1924-45, pp. 72-75
- (f) West India Royal Commission Report (Cmd 6174) pp. 197-202
- (g) Marjorie Nicholson, The TUC and West India Royal Commission, (Discussion Paper) Institute of Commonwealth Studies, University of London, 1976, pp. 1-9
- (h) Charles Gamba, The Origins of Trade Unionism in Malaya, Eastern Universities Press Ltd. 1962, p. 100

三、マライヤへの労働組合顧問官の派遣

一九四二年にはじめて T. U. C. の組合活動家が植民地政府に派遣されたが、マライヤへの派遣は一九四五年になって実現した。これはマライヤが日本によって占領されていたためであった。一九四二年当時はイギリスでは保守党が政権をにぎっていたが、一九四五年七月から労働党に政権が交代した。しかし T. U. C. の組合活動家を植民地政府に派遣することは労働党政権下でもそのまま継続されたことを意味する。

派遣されたのはジョン・アルフレッド・ブラザー (John Alfred Brazier) であり、はじめその職名はマライヤ鉄道の労働福祉官 (Labour and Welfare Officer) とされていた。ブラザーはロンドンで生まれ (cockney) で鉄道の機

関士であり、ラスキン・カレッジを卒業して全国鉄道労働組合 (National Union of Railwaymen) の組合役員であった。また彼は治安判事や市会議員をやり、第二次大戦中労使紛争仲裁のための労働控訴委員会 (Labour Appeal Board) の委員長に任命された。さらに国際労働機関の会議にも何回か出席しており、労働行政の経験をつんでいた。マラヤ鉄道の労働福祉官として派遣されたのに、なぜ労働組合顧問官に変わったのか。⁽¹⁾

日本の軍政が一九四五年九月五日に終わってから、イギリスはマラヤを軍政下においた。イギリス軍政部 (British Military Administration) は日本の占領が終わった後頻発する労使紛争の対応に苦慮していた。日本の占領下で日本軍に対するレジスタン組織が生まれ、それが占領後労働組合組織をつくっていった。反日マラヤ人民連盟 (Malayan People's Anti-Japanese Union) や反日マラヤ人民軍 (Malayan People's Anti-Japanese Army) がそれである。これらはマラヤ共産党の指導をうけ、占領後政治活動の拠点として労働組合を組織しはじめた。その労働組合は当然マラヤ共産党の指導をうけ、イギリス軍政の開始後各地で労働条件の改善要求を掲げて労使紛争がおきた。このとき結成された組合は地域ごとの一般労働組合 (General Labour Union) であったが、この組合を規制する法律はまだ施行されていなかった。一九四〇年労働組合法は成立していたが、日本占領のため施行されないままになっていた。⁽²⁾ さらに紛争処理のために一九四〇年産業裁判所法 (Industrial Court Ordinance)⁽³⁾ が成立していたが、これも日本占領のため施行されないままになっていた。このような状況の中でイギリス軍政部は労使紛争や労働組合への対応に苦慮していた。そこで戦争省 (War Office) へ労働組合や労働関係を指導できる人物の派遣を要請した。戦争省は、ちょうどブラジエルがマドラスでシンガポールへいくために船を待っているのを、ブラジエルをマラヤ鉄道からイギリス軍政部への派遣に切りかえることを提案した。イギリス軍政部はそれをうけいれ、ブラジエルはシンガポールに到着するとただちにイギリス軍政部労使関係顧問官 (Industrial Relations Adviser) となった。これが一九四五年一二月末のことであった。ただマラヤ鉄道は再三ブラジエルを返してくれる様要請したが、イギリス軍政部はついに返さなかった。この時のブラジエ

ルの任務は、マラヤ共産党の労働組合への支配をたちきり、共産党の支配をうけない労働組合や政府とかかわりを持たない労働組合を組織することを援助することであった。ブラジエルが労使関係顧問官に就任した時はイギリス軍政部とマラヤ共産党の対立がはげしさを増していたことが背景としてあった。⁽⁴⁾反日マラヤ人民軍は一九四五年末に解散させられたが、一九四六年一月には反日マラヤ人民軍の逮捕者の釈放を要求して十五万人参加のストライキがおこなわれた。その後も対立がつづき、イギリス軍政部はブラジエルを労働組合顧問官に任命して、団体交渉をおこなえる責任ある労働組合を組織するという政策を実行する決定をおこなった。それが軍政が終わる一九四六年三月であった。このような政策決定をした時、イギリスでは労働党が政権をにぎっていたことがこのような決定につながったものと思われる。第二次大戦後最初のマラヤ連合知事 (Governor of Malaya) となったエドワード・ジェント (Edward Gent) が植民地省にブラジエルを労働組合顧問官とするよう要請し、それがみとめられたのが一九四六年四月であった。ちょうど一九四六年四月一日から「マラヤ連合」(Malaya Union) が正式に発足し、九つのマレー諸州とペナン、マラッカはイギリス人知事のもとで統括され、「マラヤ連合」となり、シンガポールは単一のイギリス直轄植民地となった時と重なっていた。労働組合顧問官は「マラヤ連合」とシンガポールのそれぞれにある労働局 (Labour Department) とは切り離されて独立した部局となっていた。

ブラジエルが労働組合顧問官になった後一九四六年中頃 R・カディック (R. Caddick) が労働組合顧問官補佐に就任した。彼は印刷工組合 (National Union of Printing, Bookbinding and Paper Workers) の出身であり、ペナンに駐在してシンガポール以外の地域を担当した。さらにシンガポール担当の補佐として Garrett がやってきた。しかし一九四七年六月に辞任した。ブラジエルが一九五一年一〇月労働組合顧問官を辞任した後は、R・カディックがその役職に就いた。一九五七年八月マラヤ連邦が完全に独立したときこの労働組合顧問官制度が廃止されたが、この時まで R・カ

ディックがその職をつとめた。

一九四六年労働組合顧問官の任務を指示した文書によれば、次のことが任務と定められている。³⁰

一、次の方法によってマラヤの労働組合運動を援助し、かつ奨励すること

a、労働組合を組織しようとする者に次のことをアドヴァイスし、かつ指導すること。つまり組合の目的や規約の作成、組合員の範囲、組織化の方法、組合費の徴収や会計管理の方法、執行機関の構成、会議の手續や記録のつけ方、投票のやり方、労働組合法にもとづく登録のやり方

b、労働組合のないところで組合の結成を奨励し、かつ労働諸条件についての苦情を処理する方法を示すこと

c、組合員が諸会議に定期的に出席して組合行事に積極的に参加したり、組合員が組合運営に平等に参加する権利を行使できる健全な組織を形成するよう奨励すること

d、組合指導者の育成を援助すること

e、組合員が規律にしたがうことを教えこむこと、組合内の民主的運営の原則や多数決原理に従うこと、代議員の責任、組合代表者と使用者あるいは他の組合との間で締結される協約をうけいれること、組合が使用者によって従業員
の代表とみとめられるよう組合役員と組合員が一体化していることを教えこむこと

f、労働者に団体交渉の原理や実際のやり方や苦情処理のための要求の提出の仕方をおしやること、要求提出前にストライキをおこなうことの不利益やストライキはあらゆる解決のための手段をつくした後に最後の手段としておこなうことを教えること

g、労働争議において組合員を代表する責任をおえる組織、そして労働組合法に定義する労働組合の結成を奨励すること

h、一度結成された労働組合には、組合員の教育訓練制度や病氣、老齡、失業、死亡に対する給付制度をつくること

によって組織を継続拡大するように配慮すること

二、団交機構を改善するために労働者の利益にとつてのぞましいと考えられる場合には、組合の合併をすすめること
三、労働者の組織が使用者団体と対等の立場で団体交渉ができる段階まで発達していない場合には、労働者にアドヴァイスをして団体交渉の過程で援助すること、また必要でありかつ労働者が合意すれば、彼らにかわつて行動すること、ただしできることならば彼らが代表をとおして行動すべきこと、さらに代表として行動することを学ばなければならぬことを理解させておくこと

四、要請があれば団交手続中に使用者に助言をし、機会があれば労働者との団交で相互に協力することの重要性を使用者にとくこと

五、あらゆる農園、職業や産業における紛争を調停や仲裁によって処理するとりきめをつくるよう使用者および労働者の組織に助言すること

六、マレー連合内での労働組合運動の発展についてマレー連合政府に助言し、労働組合顧問官の活動を書記官長をとおして政府に知らせること。(一九四六年九月四日次のように修正された。マレー連合およびシンガポール内の労働組合に関するあらゆる事項についてマレー連合政府およびシンガポール政府に助言し、労働組合顧問官補佐に指示を与えること。その指示の写しは、マレー連合およびシンガポールの書記官長に送付される)

七、健全な労働組合運動の発展をあらゆる個人、組織、労働者、使用者の行為や活動があると判断するとき、それらを政府に知らせること

八、一九四〇年度産業裁判所法にもとづく産業裁判所、仲裁委員会、実情調査委員会や最低賃金を定めるための労働者側委員名簿にのせるにふさわしい者の名前を政府に知らせること

九、労働組合が登録時およびその後労働組合法の規定に従うことを助言するために、要請があれば労働組合登録官に

協力すること

十、労働関係を悪化させるおそれのある労働条件に関する労働者の不満の存在を労働局に連絡すること。それによって労働局の担当官が労働法典 (Labour Code)⁽⁹⁾ や産業裁判所法にもとづき適切な措置をとり、労働長官が労使紛争処理のための措置をとれるようにすること

これらの任務をまとめてみると次のようになる。第一点は労働組合の構成や運営、財政面の指導をとおして、使用者と団体交渉のできる労働組合を育成すること。第二点は使用者団体の育成については何もふれていないので、それは任務の範囲に入っていないが、使用者団体に対しては団体交渉や紛争処理について助言できること。第三点は政府および政府内の労働局との関係で労働組合顧問官が果たすべき任務を定めていることである。これらの任務が具体的にどのよう果たされたかを次の章でみていくことにする。

注

- (1) この経過については Charles Gamba, op. cit., pp. 100-102
- (2) 拙稿「マラヤ最初の労働組合法」社会科学四六号七七一〇〇頁
- (3) この産業裁判所法は一九一九年イギリスの同名の法律をモデルとして制定されたものである。Arbitration Board, Courts of Inquiry, Industrial Court の三種類の紛争処理機関をもうけているが、大きな特徴は強制仲裁制度を導入しなかつたことである。Industrial Court くは労働監督官 (Controller of Labour) を通じて紛争が付託されるが、そのためには紛争当事者の双方の同意を必要としない。
- (4) M. R. Stenson, Industrial Conflict in Malaya—Prelude to the Communist Revolt of 1948, Oxford University Press, 1970, pp. 74-80
- (5) Charles Gamba, op. cit., pp. 440-442
- (6) 労働条件を定めた労働法典はこの指示がなされた時までには相当の変遷を重ねてきている。はじめは強制労働を規制する立法が

マラヤの労働組合顧問官の役割

マラヤの労働組合顧問官の役割

一八八〇年代からつくられ、一九〇四年の Labour Enactment、一九一一年、一九一二年、一九一四年、一九二二年と修正され、一九二三年法によって包括的な労働条件を規制する立法となった。これがさらに一九三三年に大幅な修正がなされた。これがこの指示がなされた時の労働法典であった。これはその後一九五五年にマラヤ連邦では Employment Ordinance、シンガポールでは Labour Ordinance となった。

四、労働組合顧問官の果たした役割

労働組合顧問官が果たした役割を分析するに適したいくつかの事例をとりあげてみよう。

(1) 政府内での地位をめぐる問題

労働組合顧問官の期待されていた任務を遂行する前提として、その地位が政府内でのように位置づけられていたかを見ておきたい。というのはこの位置づけ自体がかなり問題を含んでおり、その任務遂行を困難にしていたからである。

前章でのべたとおり、労働局とは切り離された独立した部局となっていた。さらに労働組合法がシンガポールでは一九四六年八月二四日、マラヤ連合では一九四六年九月三〇日に施行され、それに伴って労働組合登録官 (Registrar of Trade Union) が任命された。労働組合登録官は労働組合の登録手続を担当し、登録をみとめるかどうかの認定をおこなう。その際必然的に労働組合の結成や活動について指導をおこなうことになる。そこで労働組合顧問官、労働組合登録官、労働局の三者の関係をどう調整するかが問題となつて来た。

T. U. C. から植民地政府に派遣された組合活動家は労働局の中で労働局長の指示をうけて仕事をしていたので、そのような問題は生じなかった。この問題が生じたのはマラヤだけであった。なぜか、それはブラジエルが労働局とは独立した機関として位置づけることを要請し、それをジェント (マラヤ連合知事) が受入れたからである。政府内の高官 (Malay Civil Service) はそれに反対したがうけいれられなかった。その結果労働組合顧問官は直接マラヤ連合知事や

高等弁務官 (High Commissioner) へのみ責任をおうことになった。

それではどの様な問題が生じてきたか。労働局は労働に関するすべての問題を取り扱うことになっていた。したがって労働組合に関する事項も取り扱っていた。労働局と労働組合顧問官との間がうまくいっていないと、労働局にあつまった労働組合に関する情報が労働組合顧問官に知らされない。また労働組合登録官も労働組合に関する事項を取り扱い、組合にアドヴァイスをすることがある。その権限は労働組合法に定められている。それにもつき労働組合登録官が通達をだす場合、事前に労働組合顧問官と相談することはない。そうするとその通達に関して組合から直接労働組合顧問官に質問が来ても、労働組合顧問官は何も知らないということになる。この三者の権限の調整や労働組合に関する政策についての相談がなされなかったために、おたがいにやりにくい状況におちいった。これを是正するために労働局長官、労働組合登録官、労働組合顧問官による常設の協議会を設置するという機構改革をおこなった。⁽²⁾

次の問題は、労働組合顧問官といえども植民地省から給料をもらっていることから植民地政府の職員であることである。このことから労働組合顧問官は労働組合員から信頼を得ることが困難になってきた。労働組合の援助や助成をおこなっても、組合員からみれば植民地政府の政策にもとづいていることから疑惑の目でみられていたからである。マラヤ共産党の支配をうける組合は、特にブラジルの任務に疑問を持っていた。さらに使用者からも労働組合顧問官の仕事がきらわれていた。労働組合の結成自体に反対の使用者が多かったので、労働組合顧問官の仕事に非協力的であった。さらに労働局の職員からもきらわれる要素があつた。労働局の職員は官吏 (Civil servant) であったのに対し労働組合顧問官はそうではなかつた。労働局の職員としては官吏として労使に対して公平に行政を担当しているのに、労働組合顧問官は労働者だけの味方をする不公平な行政をおこなっているという批判があつた。これらの批判や非難を制度的に解消する手だてではなく、その批判をうけながら労働組合顧問官は仕事をせざるをえなかつた。⁽³⁾

(2) 組合登録制度にからむ問題

労働組合法の施行によって、シンガポールでは一九四六年八月二四日以後、マラヤ連合では一九四六年九月三〇日以後労働組合の登録が義務づけられた。したがってそれ以前に結成された組合はそれぞれの日までに登録しなければならぬ。

日本の占領が終わった後労働組合運動に二つの流れがみられた。一つはマラヤ共産党が自らの政治闘争に組合からの援助をうるためにつくった労働組合の活動である。これは主に中国系指導者がリーダーとなっていた。その多くは抗日マラヤ人民軍の中できたえられていた。もう一つはインド系マラヤ人の指導する組合活動である。かれらはインド国民軍 (Indian National Army) の抗日活動の中でできたえられて、終戦後労働運動の指導者となった。かれらは都市のインテリヤや技術・専門的な業務に就いていた労働者層にこみ、組合活動をおこなった。このグループは穏健な組合活動をおこなっていた。

問題が生じたのはマラヤ共産党の指導をうけていた労働組合の登録であった。一九三四年に一般労働組合 (General Labour Union) が結成され、マラヤ共産党の指導をうけていた組合がそれに加盟していた。この一般労働組合が登録ができるのか、また一般労働組合に加盟する組合もそれぞれに登録しなければならぬのかという問題が生じた。

労働組合法のねらいは、強制登録制度によってマラヤ共産党の労働組合に対する影響力を排除することにあつた。したがってマラヤ共産党の指導をうけている一般労働組合の登録がむずかしい。まづ、労働組合法がシンガポールとマラヤ連合でそれぞれ別個に施行されていたので、それぞれの地域を統括する連合体をつくった。一九四六年八月に PMFTU (Pan-Malayan Federation of Trade Unions) と SFTU (Singapore Federation of Trade Unions) を結成した。

PMFTU, SFTU 自体の登録とその傘下の労働組合の登録の二つの問題がでてきた。

PMFTU は当然労働組合法に批判的であつた。労働組合を公的に承認するのは、その労働組合が労働者の利益のた

めに働いているかどうかを基準にすべきであると考えていたが、この法律が施行されてからは政府に直接反対することをあえてしなかった。むしろ PMFTU は公的に承認を求めた。ブラジセルは、登録によって公的な承認をえられるという⁽⁵⁾ことをのべていたために、PMFTU は登録を求めた。さらに傘下の労働組合の登録を申請した。あえて登録を拒否するという戦術はとらなかつた。登録によって傘下の組合に対する政府のコントロールが強まることを知っていたが、傘下の組合に対する統制に PMFTU は自信を持っていたためとされて⁽⁵⁾いた。

ところが登録官であるペンティス (Pentis) は PMFTU の傘下の労働組合が登録するのは当然であるが、労働組合法によって登録されない PMFTU の指導にかかわる規定をすべて削除すべきであるという通達をだした。さらに他組合のストライキを援助するために拠出することは当然組合員の福祉とは直接関係ないので、それに関連する規定の削除や PMFTU に傘下の組合が組合費の二〇ないし二十五パーセントを拠出することもみとめられないという通達をだした。これは PMFTU の傘下の組合に対するコントロールを低下させ、単なる協議機関とすることを意図していた。⁽⁶⁾これに対してブラジセルも PMFTU は登録が必要であり、登録しなければ違法になるという考え方を示し、登録官の⁽⁶⁾だした条件に従うよう表明した。当然に PMFTU はブラジセルを批判し、彼は労働組合運動を分断しようとしているという非難をおこなった。

さらに登録官は組合役員についての三分の二ルールをたてて、PMFTU の力を弱めることをはかった。その三分の二ルールとは次のことをさす。

連合体の役員の三分の二以上は、当該連合体に加盟することに合意した労働組合から引き抜かれた者でなければならない。そして当該労働組合のかかわる職業に現に従事していなければならない。当該労働組合のかかわる職業に従事していない従業員はこの労働組合の眞の代表とは取り扱わない⁽⁷⁾というものである。

この三分の二ルールは労働組合から部外者 (outsider) を排除して、自らの力で組織化をはかる機会を与えようとする

マラヤの労働組合顧問官の役割

るものであるが、そのねらいは PMFTU の傘下の組合に対する影響力を弱めることにあった。一九四八年二月登録官は Pan-Malayan Rubber Workers' Council の登録を拒否した。これは PMFTU が産業別組合をつくる方針をたて結成した産業別連合体であったが、その登録を三分の二ルールを理由に拒否したことによって、登録官の意図がはっきりしてきた。

PMFTU の登録問題が解決したのは、あとでのべる労働組合法の修正によって、労働組合の連合体の登録問題を法的に解決をはかった時である。PMFTU は登録条件に合致しないことを理由に登録を拒否され、違法な存在となったが、ちょうど時を同じくしてマラヤ共産党が一九四八年六月一六日非合法化され、PMFTU の役員も多くはジャングルに逃げこんで組織が自然消滅してしまった。

ところが SFTU は一九四七年六月一八日登録がみとめられた。^(g)シンガポールではマラヤ連合ほど登録手続において制限的ではなかった。たとえば連合体の登録に際して三分の二ルールを強制することはなかった。ガネットはいや気がさしてやめたがっており、労働組合登録官は一時行政職から臨時に補充されていた時で、充分に資料を調査することなく、あっさりとして SFTU の登録をみとめてしまった。登録要件を形式的にみたしておれば、登録をみとめようという態度がシンガポールではみられた。後述する様に一九四八年にマラヤ連合では労働組合法を修正したのに対し、シンガポールはそれをおこなわなかった。これもマラヤ連合とシンガポールの労働組合登録に対する考え方のちがいが原因のひとつになっていた。^(g)

(3) 労働組合法の改正問題

ブランジェルをはじめ労働組合は経験によってのみ安定した組織になるものであり、その過程はつらく苦しいものであるという考えにたつて、強制登録よりも任意登録を主張していた。「自由こそ真の労働組合が発展するための欠くべからざる要素である」というイギリスのボランティアズムの信奉者であった。したがってブランジェルが描いていた労働組

合は、「自由」で「任意的」に発達した、「健全」かつ「独立した」労働組合であった。この組合の結成に成功したのはマラヤ鉄道においてであった。⁽¹⁰⁾それもホワイトカラー層や技術者の組合結成であった。ブラジエルは現地の言葉ができなかったために、英語の通じる人々としか接触できなかった。英語の分ける層は技術者や行政に従事する人達にかぎられていた。また第二次世界大戦後の飢餓状態にある労働者に団体交渉による労働条件の獲得を説いても、それを実現できる社会経済的基盤がきわめて弱かった。注(10)のマラヤ連合における労働組合の状況をみると、二六七組合のうち八二が P.M.E.T.U. の支配をうけ、六五が独立した組合、一二〇はわからないという数字がでている。⁽¹¹⁾ブラジエルの主張する労働組合は二六七のうちの六五しかない。しかしはたしてその組合も団体交渉をおこなっていたかどうかは疑問である。この組合は官公庁の労働者や民間の技術者や事務職によって結成されていたが、ほとんどが書面上の組合であったとされていた。

ところが、一九四六年四月中旬までに、ブラジエルは考え方を変更していた。そのきっかけは一九四六年一月および二月におこなわれたストライキであった。これはマラヤ共産党員の逮捕をきっかけとして、その釈放を要求して十五万人を動員してなされたストライキであった。これをみて、自由や任意をみとめる政策はきわめて危険であるという認識をもつにいたった。さらに労働組合への規制は外部からの圧力からまだ幼い労働組合を保護するために必要であるという考えをもつようになった。⁽¹²⁾

このことをはっきり示したのが、一九四〇年労働組合法の改正問題であった。一九四〇年労働組合法がイギリスの一九二七年労働争議および労働組合法をうけついでいることから、この法律に反対の立場をとっていたイギリス労働党が政権をとり、マラヤの一九四〇年労働組合法を修正するよう植民地政府に求めてきた。イギリス労働党側がモデルとしてえがいていた法律は植民地省内でつくられたモデル労働組合令であった。

両者のちがいはどこにあるか。第一点はマラヤ労働組合法が政府職員の団結権を禁止していること、第二点は組合役

員の三分の二以上がその組合が関係する産業または職業に現に従事または雇用されていなければならないという規定がマラヤ労働組合法に存在すること、第三点は登録官が「違法な目的や組合の規約に反する目的」のために活動がなされていると判断すると登録が拒否されるという規定がマラヤ労働組合法にあること、第四点は威迫 (intimidation) と平和的ピケッティングの規定についてはモデル労働組合令とシンガポールの一九四一年労働争議法に同様の内容がみられるが、マラヤ連合には労働争議法が制定されていないので、これらの規定がないこと、第五点はシンガポール労働争議法には違法ストライキや違法ロックアウトの規定があるが、モデル労働組合令にはみられないこと、である。

一九四六年九月七日の通達で植民地大臣は労働党政権下でイギリスの一九二七年労働争議および労働組合法の廃止を伝え、モデル労働組合令および海峡植民地 (シンガポール) 労働争議法の威迫や平和的ピケッティングの制限的な定義に反対する趣旨を伝えてきた。これに対し、ブラジエルは現行の政府職員の団結権の規制や海峡植民地労働争議法の定める平和的ピケッティングの規定をそのまま継続することを植民地大臣に勧告した。⁽¹³⁾ この点についてはマラヤ植民地政府側もブラジエルと同じ考えであった。そこで植民地大臣もあえて現行法の修正を強行することはしなかった。

イギリス側の労働組合の規制をゆるめるといふ方向とは逆に、むしろより規制を強める修正案が、その後だされた。一九四七年マラヤ連合側から共産党の支配をうける組合をつぶすために、次のような労働組合法修正案がだされた。「労働組合役員は当該組合が関係する職業や産業を少なくとも三年以上勤務経験を有すること」という規定を追加すること、連合体に加盟するときは組合員の過半数以上の賛成を必要とすること、その際連合体は法律に定める要件をみたすこと、特に組合役員の三分の二以上はその組合が関係する産業または職業に現に従事または雇用されていなければならないことを規定で明示すること、さらに連合体を結成する際は類似した職業や産業にかかわる組合のみに行うこと、組合役員には威迫や強迫による刑事上の責任をとわれた者を排除することが、修正内容に含まれていた。⁽¹⁴⁾ これらの修正にはシンガポールは反対した。そこでマラヤ連合会においてのみ二つの修正案が立法議会に提出され、一九四八年六月

一日と七月十七日に成立した。ちょうどこの時期に非常事態宣言がなされ、マラヤ共産党が非合法化されたことを考えれば、これらの労働組合法修正の意図がはっきり読みとることが出来る。

一九四八年六月の修正 (Federation of Malaya, No. 9 of 1948) のポイントは次の点である。

(1)「労働組合、労働組合連合体の役員は、背信罪、財物強要罪、脅迫罪その他の刑法上の罪にとわれ、かつ高等弁務官が組合役員にふさわしくないと判断する者であってはならない」。これは共産党の指導をうけて過激なストライキを指導する者を組合役員から排除することにねらいがある。

(2)組合登録の拒否や取消に不服がある場合、総督参事会に異議申立てができるという制度をあらためて、まず Chief Secretary へ申立をし、そこでの決定にさらに異議があるときは最高裁判所に訴えるという制度にきりかえたこと。

(3)労働組合連合体についての規定をはじめてもうけたこと。それによると、類似する職業、産業に雇用される者が加入する二以上の登録労働組合が組合員の過半数以上の賛成で連合体を結成することができる。これは一般組合 (general union) を排除する趣旨である。

この連合体は結成後一カ月以内に登録しなければならない。これによって労働組合連合体も登録されなければ違法な団体になることをはっきりさせた。

一九四八年七月の修正案は次のとおりである。Secretary および当該組合が関係する産業や職業の従事または雇用されていることを求められている役員 (登録組合役員の三分の二以上) をのぞいたすべての労働組合および労働組合連合体の役員は、それらの組合が代表する産業や職業に少なくとも三年以上従事または雇用されていなければならない。これは組合役員から政党役員などの部外者 (outsider) を排除することをねらったものであり、マラヤ共産党と労働組合との関係をたち切ることをめざしている。これに対して労働組合顧問官は次のような見解をもっていた。もしこのルールを厳格に適用すると、労働組合運動の結成がむずかしくなるのではないか。教育がいきわたっていないために文盲が

多い状態では、一般組合員から組合指導者のみいだすのが困難であるからである。⁽¹⁵⁾したがってこの点についてブラジエ
ルは批判的であった。しかし、この改正が成立した後組合役員養成のための教育が試みられた。⁽¹⁶⁾

(4) 非常事態宣言以後の動き

マラヤ共産党はイギリス軍との武力闘争の方針を一九四八年二月に決定し、マラヤ人民抗英軍 (MPACA) とよばれるゲリラ部隊を組織し、ゴム園やスズ鉱山をおそい、諸設備を破壊していった。この直接の動機は、一九四八年二月一日成立したマラヤ連邦に反対することにあつた。マラヤ共産党は即時独立を求めており、マラヤ連邦の成立はそれとはほどとおいことから反対していた。マラヤ共産党の過激化していく破壊活動をおさえるために、一九四八年六月非常事態宣言（一九六〇年七月に解除）がだされた。正確にいうと、一九四八年六月一八日ベラクとジョホールに非常事態を布告、六月一九日マラヤ連邦全土に非常事態を布告、六月二三日シンガポールに非常事態を布告した。

この布告によってマラヤ共産党の指導をうけていた労働組合はその活動を停止させられ、登録が取消された。注(1)の表にみるように、マラヤ連邦では労働者の労働組合が、一九四七年の二七〇から、一九四八年の一五六に減少している。⁽¹⁷⁾ 組合員数は一九万五〇〇〇人から六万九一三四人に減少している。この登録労働組合の減少はマラヤ共産党の指導をうけていた PMFETU に加盟したり、あるいはその指導をうけていた組合の登録取消の結果であつた。シンガポールでは労働者の労働組合数の減少は一九四九年から五〇年にかけて九五から九一になつていただけであるが、組合員数では一九四八年から四九年に六万六七一〇人から四万七三〇一人と二七・五パーセントも減少している。非常事態宣言による組合数、組合員数の減少という結果はシンガポールよりマラヤ連邦ではつきりあらわれてきている。このことはマラヤ連邦の方が非常事態宣言の影響を大きくうけたことを示している。

さらに、この数字からいえることは組合数、組合員数が非常事態宣言によってゼロになつていないことである。非常事態宣言下でもその存在をみとめられた登録労働組合があつたことを意味している。マラヤ共産党の指導をうけなかつ

た組合は存在がみとめられた。この組合を「独立」(Independent)労働組合とよんでいた。マラヤ共産党から「独立」をしていたということからつけられた名称である。つまり非常事態宣言はすべての労働組合の存在を否定したわけではなく、植民地体制を継続するために、それに全面的に対決するマラヤ共産党をつぶすために、その実働部隊である労働組合の活動を禁止し、その存在を否定したといえる。したがってマラヤ共産党の指導をうけない穏健な組合活動のみをみとめようというねらいがあった。

これに対してブラジエルがどのような考え方を持っていたかは、一九四九年七月二六日付の「労働組合員数の減少」⁽¹⁸⁾と題する文書をみればよくわかる。

これは一九四八年六月非常事態が宣言された後、労働組合員数が減少したことを契機として労働組合運動のあり方を論じたものである。それを以下に要約しておこう。

労働組合は人々の必要性から自発的に生まれる。相互扶助や労働諸条件の改善のために任意団体として生まれ、とくるところがマラヤでは労働組合は日本の占領、戦争から生じた経済的困難、政治的運動、強力な共産党の存在によってその活動が規定されている。これはイギリスの労働組合の考え方がそのままマラヤには適合しないことを示している。しかし、イギリスの労働組合から学ぶべき点はある。

その第一点は、イギリスでは労働組合の重要性が承認されているが、それは自らの力でもちとったものであること。つまり闘いの伝統があること。

第二点は、労働組合は使用者から独立していることである。さらに政府からも独立しており、外部からコントロールをうけないこと。

第三点は、統一性である。労働組合が政治、人種、宗教によって分裂していないこと。

第四点は、社会的責任を労働組合がなっていることである。

マラヤの現状をみてみると、非常事態宣言によって共産党の指導をうけた PMETU の影響がなくなり、むしろこれから組合を結成しやすいのではないか。非常事態宣言によって物理的ないし心理的に労働組合活動を制限することはたしかであるが、それ以前の集団行動を伴った共産党指導の労働組合運動は労働組合についての正しい理解をうみださない。むしろ非常事態下であっても労働組合の役割や機能に対する関心が低下しているとは思えない。堅実な信頼できる組合員を獲得できる時期にきている。

そこで現在は、労働組合についての教育が必要であること。さらに警察が組合集会に立入らないこと、さらに組合役員が政府の委員会や協議会に参加し社会的視野をひろめる必要があること、使用者が御用組合をつくって産業平和を得ようとすることはやめるべきである。労働組合は自らの建設的なプログラムをもって活動すべきである。

以上のことから、ブラジユルは共産党の支配を排除して、労働者自らの指導をもとで労働組合を結成し、活動することを希望していることが分かる。それが可能な状況が非常事態宣言によって生みだされたという判断にたっている。

それをすすめるために一九四八年七月マラヤ連邦立法議会は労働組合顧問官部を拡張することを決定し、一九四九年末には、労働組合顧問官一名、その補佐二名、広報担当職員一名、労働組合事務官（インド人五名、マラヤ人二名、中国人二名の計九名）、その補佐一名という構成となった。⁽¹⁹⁾

非常事態宣言後ブラジユルのかかわった最大の仕事は Malaya Trade Union Council（一九五八年 Malayan Trade Union Congress 一九六三年 Malaysia Trade Union Congress と名称変更）の結成であった。一九四八年六月非常事態宣言が発せられる前、一九四八年二月一日からマラヤ連合はマラヤ連邦に切りかえられた。このとき七五名からなる立法議会に労働組合の代表六名が高等弁務官から議員として任命された。この六名は当然非共産党の労働組合の代表であった。その中の一人 U. M. N. Menon (All-Malayan Estate Asiatic Staffs' Association の委員長) は他の六人

が立法議会において労働者を代表する役割を果たすためのまとめ役となり、マラヤ連邦ですべての労働組合を代表する組織をつくるべきではないかという提案をおこなった。非常事態宣言によってマラヤ共産党が非合法化され、その指導をうけた労働組合役員が消えてしまい、労働組合連動の空白状態が生じた。ここで残った労働組合が統一してナショナルセンターを作ろうという動きがでてきた。それを推進したのがメノンやナラヤンであり、そのチャンスをまっていたブラジエールが積極的に支援をおこなった。

メノンの一九四九年一月のよびかけの手紙は次のようになっていた。「われわれはマラヤ連邦の登録労働組合がマラヤ労働組合協議会結成の可能性をさぐり、政策や行動計画を立案してわれわれの目的や考えを表明し、立法会議の労働代表や労働問題協議会や労働者の利益に影響を与えるその他の協議会の間で適切に連絡をとりあうべき時期がいよいよやってきた。あなたがたが代表を出席させるであろうという期待のもとに、三つの主要な団体の指導者が最初の会議を開くためにアレンジをおこなうであろう。……労働組合顧問官も出席し、われわれに政策、計画や組織づくりについて援助を提供してくれるであろう」⁽²⁰⁾

このよびかけをうけて、一九四九年二月二七日、二八日にマラヤの労働組合の代表があつまり会合をひらいた。この当時登録されていた一六五組合のうち三三の組合から代表一六〇名が参加した。そこで次の者がマラヤの労働組合中央組織結成の可能性をさぐるための委員会メンバーとして選ばれた。

Chairman, K. C. Chia

Secretary, V. M. N. Menon (All-Malayan Estate Asiatic Staffs' Association)

Member, Pritam Singh

A. G. D. Alwis (Union of P. W. D. Technical Services, Ipoh)

Encik Mohd Nasir bin Budin

マラヤの労働組合顧問官の役割

マラヤの労働組合顧問官の役割

P. P. Narayanan (National Union of Plantation Workers)

M. P. Rajagopal (All-Malayan Railway Workers Union)

B. Ujjair Singh (Sel. Clerical and Administrative Staff Union, K. L.)

労働組合顧問官はこの会議で助言者として任命され、このことを高等弁務官もみとめた。マラヤの行政担当者はふたたび共産主義者が労働組合全国組織に入ってくることをおそれていた。たとえば世界労連(WFTU)が植民地に入りこみ活動することをおそれ、その組合代表者の入国を拒否したり、今回のマラヤでの全国組織がインド人を中心としてすめられている関係で、インド共産党の指導をうけている All-India Trade Union Congress がマラヤに入りこむことをおそれていた。世界労連が分裂して、一九四九年十二月国際自由労連が結成されたが、植民地政府の援助によってその大会に三名が参加している。これによって世界労連とのかかわりがおきないようという政策からでてきたものである。したがってイギリス政府、イギリス労働組合会議、マラヤ植民地政府がマラヤにおいて労働組合全国組織をつくることを援助する背景には世界労連に反対する労働組合グループをふやしていくというねらいもあった。労働組合顧問官も当然そのねらいに賛成し、積極的に全国組織の結成に協力をした。

マラヤ労働組合協議会の第二回大会が一九五〇年三月二五日、二六日に開かれ、労働組合顧問官部の職員はこの大会の運営をバックアップした。組合規約案やマラヤ労働組合協議会結成の決議案は労働組合顧問部で作成され、大会で合意がなされた。

このときブラジル自身が自分の役割について次のようにのべている。

「いろいろな種類の会議の経験のあまりない人はそこでの心理的な要素を実感するのはむずかしい。……私は私を会議のアドヴァイザーとして任命する決議が提案されたとき、私がヨーロッパ人で政府の役人であるという批判を予想していたので全然そのことを不快に思わなかった。この批判は的をえているし、この批判がオープンになされたことを喜

んだ。任命にあたり、私は技術面での助言をするだけであり、それが求められた時だけにおこない、決して議論に参加して決議や修正を提案することはないことをはっきりさせた。選挙の結果、秘密投票は自分自身を欠くべからざる人間であると思っている人や一般組合員との接触のない人にとっては有効な反省材料を提供することがわかった。またロビ―活動や圧力団体は投票が秘密でおこなわれるときはあまり効果がないこともわかった。

労働組合協議会の誕生によって個々の組合や組合員に心理的な問題が生じる。使用者からの圧力をうけやすい小規模な組合やその組合役員にとっては、労働組合評議会から積極的な支援を期待し、組合の組織や運営面での助言や援助をたのむことができるかもしれない。一方他の組合は自分の使用者とかかわらない問題や自分自身で解決できない問題について組合員のために労働組合評議会から精神的援助をうけており、影響力の行使を期待することができかもしれない。⁽²⁾

このMTUCは一九五一年九月結社法にもとづき登録がなされた。これは、さまざまな業種や産業に属する組合を含んでいたため労働組合法上の登録ができなかったためである。PMFTUCは主として中国系、MTUCは主としてインド系と人種によって労働運動のない手に相違がでてきたが、MTUCはイギリス植民地政府と融和をはかりながら穏健な経済主義的な労働組合運動をめざして結成された。⁽²²⁾ MTUCは国際自由労連に加盟し、政府の審議会やILO総会への労働者代表を出しており、ブラジルのねらいどおりに結成された。

しかしその後独立問題については、MTUCは最も組織化された組織として独立運動をおこなっており、以上にのべた枠組みどおりの活動をしてきたわけではない。

シンガポールでは、一九五一年九月STUCが二十八の共産党の支配をうけない組合によって結成された。一九四八年暮労働組合顧問官補佐がシンガポール政府に労働組合の中央組織の結成の必要性をのべたメモを送付した。シンガポールにおいても一九四八年六月二三日非常事態宣言が布告され、SFITUの登録が取消された。しかしその傘下の労働

組合の登録は取消されなかった。マラヤ連邦では PMFTU の傘下の労働組合の登録も取消され登録組合数が民間部門では半分以上に減少したが、シンガポールでは登録組合数はへらなかった。そこで SFTU の影響下にあった労働組合をどうするかという問題ができた。労働組合顧問官補佐がメモを提出しても、ただちにそれに対応する動きはなく、シンガポール政府がこの動きに財政的援助を与えることを示唆した一九四九年三月以後になって次の三つのグループから動きが生まれた。

一つは英語をしゃべらないインド人、中国人、マラヤ人のグループで、工場労働者のグループであり、シンガポール労働組合顧問官部のインド人職員がリードをとって一九四九年五月一日集会を開き、労働組合の中央組織結成をすすめる方向を確認した。

第二のグループは、政府の労働組合中央組織結成の動きにあわせていこうとする英語を解する組合である。ということとはホワイトカラーを中心とする組合であり、労働組合顧問部が積極的に中央組織の結成を援助していた。

第三のグループは SFTU の流れを組む中央組織をふたたび結成しようとするものであった。

それぞれのグループは一九四九年末までに準備委員会をつくり、第一のグループは Singapore Trade Union Council、第二のグループは Singapore Trade Union Congress、第三のグループは Singapore Workers' Trades Union Congress をつくった。第三のグループはその後消滅した。そこで政府は第一グループと第二グループが一緒になって中央組織をつくる努力をしたが、その試みは容易に成功しなかった。一九五一年九月三〇日の創立総会には二十八組合の代表が参加したが、ほとんどが英語を話すホワイトカラーの組合であった。さらに注目されるのはシンガポールの労働組合顧問官の事務所廃止決議案が提出されたことである。この決議案はこの時否決されたが、MTUC の創立会議では労働組合顧問官がアドヴァイザーとして任命されたことと比べると対照的な取り扱い方である。この決議案の提案理由は労働組合顧問官は役に立っていないし、政府職員でありながら労使に公平なアドヴァイスができないのではないか

という批判にもとづいていた。このような批判のあることを知っていた労働組合顧問官は STUC の結成に際して表に立って指導することをさしひかえ、STUC が政府の指導をうけた御用組合であるという批判をかかわそうとした。ここにシンガポールとマラヤ連邦の一つの相違点があった。労働組合顧問官廃止の決議は一九五五年の法令で可決された。

(5) 小括

ブラジエルは労働組合顧問官として赴任当初は、イギリスの労働組合をモデルとした組合組織や組合活動をマラヤでつくりあげようと意気こんでいたが、第二次大戦後の経済的な混乱期にあったマラヤではマラヤ共産党が勢力をのびし、労働組合の大半に影響を与えていたために、ブラジエルの考え方が生かされる場はきわめてかぎられていた。ブラジエルの活動がいかされたのは非常事態宣言によってマラヤ共産党を非合法化した後である。政党や政治活動と一線を画した自由で「独立」した労働組合が結集して MTUC を結成したが、ブラジエルは実質上 MTUC の結成のおぜんだてをした。これからいえるのは、ブラジエルは植民地政策との融和が可能となる労働組合の結成や活動を推進したということであろう。つまり植民地という枠組みの中で労働者の利益擁護をはかる組合の結成をめざしたといえよう。その後 MTUC は独立運動の拠点の一つとなったが、ブラジエルはその時には労働組合顧問官を辞していた。

ブラジエルの主として活躍したのはマラヤ連合・マラヤ連邦であつてシンガポールではない。そのためにシンガポールは若干相違した取扱いがみられた。SFUD の登録をみとめたり、マラヤ連合、マラヤ連邦と異なり組合登録をそれほど熱心におしすすめなかつたり、そのために非常事態宣言のマラヤ共産党系の組合に対する影響がマラヤ連邦ほどではなかつたりというちがいがみられた。しかし基本的にはブラジエルの主導する植民地という枠内での労働組合運動の推進をめざしていたことにまちがいはない。⁽²⁴⁾

しかし、その後 MTUC、STUC は労働組合顧問官の指導をうけることがしだいに減って、独自に運動を展開していき、独立運動をすすめる組織体として独立運動に大きな役割を果たした。植民地政策との宥和をはかれる組合組織づ

マラヤの労働組合顧問官の役割

くりに労働組合顧問官は努力を払ってきたが、その組織が成長して植民地という枠組みを脱する運動の主体となったものである。

これまでの考察から、労働組合顧問官がマラヤでおこなった行為は、日本の第二次世界大戦後占領軍(GHQ)が労働組合運動において果たした役割ときわめて類似しているのに気づく。日本においては第二次世界大戦後共産党系の産別会議と再建された総同盟の二つの労働運動の流れがあった。昭和二十年代前半は産別会議が革命的労働組合運動を展開して、労働組合運動の主導権をにぎっていた。それが占領軍による二・一ゼネストの中止命令やレッド・パージによって共産党系の労働組合運動は弾圧された。日本はマラヤのように植民地ではなかったが、占領軍の支配下にあり、その命令は絶対的権威をもっており、植民地に近い状態であったことから、共産党系の労働組合運動はつぶされていた。その後組合民主化運動がおこって昭和二十五年総評の結成につながっていく。その総評結成を占領軍は援助して⁽²⁵⁾いた。ただしその援助はブラジエルがMTUC結成で果たしたほど大きくはなかったが、産別会議と総評というナショナル・センターの結成の背景に国際労働運動の対立(WFTUとICFTUの対立)があった点で共通している。

注

- (一) 労働局の任務は次のとおりであった。Colonial Office, Labour Administration in the Colonial Territories 1944-1950. (Colonial No. 275) HMSO 1951, p. 12
- (a) 労働問題について政府に助言し、必要に応じてその報告書を準備すること
 - (b) 労働争議やストライキに際し調停者として行動すること
 - (c) 労働法典上の規定の順守を確保すること
 - (d) 工場や勤務場所を検査すること
 - (e) 機械、ボイラーや機械を取り扱う労働者を保護するための安全装置を検査すること
 - (f) エンジンを取り扱う能力を証明するためにエンジニアに試験をかすこと
 - (g) 個々の労働者に支払われる賃金や労働諸条件に関する問題を調査し、仲裁を下すこと

- (i) 労働者災害補償法にもとづく補償請求申立を処理し、処理ができない場合には、労働補償長官にその申立を付託すること
- (j) シンガポールにあるインド移民基金 (Indian Immigration Fund) (注) 一九〇四年設立されたインド人労働者募集のための費用を使用者がこの基金に積み立て移民を容易にするための制度を管理すること
- (k) 政府、市当局やその他の使用者のためにインド人労働者を本国に送還し、退職金の支払いを用意すること
- (l) 疾病にかかった労働者の被扶養者のために信託基金を管理すること
- (m) 職業紹介所を運営すること
- (n) 賃金率や雇用に関する統計をあつめること
- (o) 労働諸条件一般について政府、行政職やその他の使用者に助言すること
- (p) 労働者や労働組合の苦情や意見を政府や使用者に伝達すること
- (q) 公共事業局や市当局のために請負業者の財政状況や業務内容を調査すること
- (r) 企業の売店を監督すること
- (s) 特定の労働者への配給制度をつくること
- (t) 労働組合法を施行すること
- (u) プランテーション労働者を受け入れるための申請にもとづき移民局に助言すること
- (v) 労働に関する立法を準備すること
- (w) 労働諮問委員会に諮問をはかること
- (2) Charles Gamba, *op. cit.*, p. 124
- (3) 労働組合顧問官はマラヤ連合とシンガポールの両方の地域を管轄することとされ、そのために Pan-Malayan を管轄するポストとなっていた。しかし、マラヤ連合とシンガポールが統一するかどうかは政治上の大問題であり、両者を統一したマレーシア連邦が一九六三年九月一六日に成立したけれども、一九六五年八月九日シンガポールがマレーシア連邦から分離した。以上の状況から分かれるとおり、マラヤ連合とシンガポールは分離の傾向にあった。労働組合顧問官部も一九五一年にはシンガポールとマラヤ連合とでそれぞれにもうけられた。ただし顧問官じたいは両方の部を一人で管轄していた。さらに次のような変化があった。一九五〇年には労働組合顧問官補佐以下の職は労働局長官の指示をうけるようになった。このことは労働組合顧問官部がしだいに労働局の中にとりいれられたことを意味していた。そのことよって労働組合顧問官自体の地位が低下することになった。 Charles Gamba, *op. cit.*, pp. 124-125

(4) 労働組合法の内容については拙稿「マラヤ最初の労働組合法」社会科学 四六号、七七〜一〇〇頁

マラヤの労働組合顧問官の役割

ペンタの労働組合顧問官の役割

- (5) M. R. Stenon, op. cit., p. 142
 (6) M. R. Stenon, op. cit., p. 164
 (7) M. R. Stenon, op. cit., p. 164
 (8) M. R. Stenon, op. cit., p. 167 その前の一九四六年八月にシンガポールを担当する労働組合顧問官補佐であったガネットは、SFTU の組合役員や組織的組織の SFTU の労働組合以上の登録の必要はないが、傘下の組合は登録が必要である旨の合意を求めたのである (M. R. Stenon, op. cit., p. 135)
 (9) M. R. Stenon, op. cit., p. 145
 (10) 一六四号年一〇月三十一日セントラルトナリ連合会を代表する労働組合の発表

States	PMFTU Control		Independent		Doubtful		Total	
	No. of Unions	Member-ship						
SELANGOR	20	17,498	18	10,269	21	35,467	59	63,234
PERAK	10	11,899	16	5,738	29	7,487	55	25,084
KEDAH	6	2,617	2	296	9	4,143	17	7,056
PERLIS	—	—	—	—	1	862	1	862
NEGRI SEMBILAN	4	12,483	2	328	3	723	9	13,534
PENANG	7	2,141	11	7,384	33	11,809	51	21,334
PAHANG	4	7,218	2	653	4	1,600	10	9,471
JOHORE	22	20,470	10	2,251	12	2,742	44	25,463
MALACCA	9	5,648	3	1,023	5	849	17	7,520
KELANTAN	—	—	—	—	3	1,125	3	1,125
TRENGGANU	—	—	1	150	—	—	1	150
	82	79,934	65	28,092	120	66,807	267	174,834

(出典) S. T. H. Zaidi, Malaysian Trade Union Congress 1949-1974, (A Publication of MTUC to Commemorate its Silver Jubilee) p. 20

注(17)

マラヤ連邦 (それぞれの年の12月31日現在)

Year	Empolyees	Union	Employers	Union	Total Membership	Total Unions
1946	67,452*	83*	997	7	68,449	90
1947	195,113	270	997(A)	7(A)	196,110	277
1948	69,134	156	903	6	70,037	162
1949	41,305	163	983	6	42,288	169
1950	54,579	168	942	7	55,521	175
1951	107,171	191	1,083	6	108,254	197
1952	127,946	214	1,068	7	129,014	221

* At date of application.

(A) Approximate.

シンガポール (それぞれの年の12月31日現在)

Year	Employees	Membership	Employers	Membership	Total Unions	Total Membership
1946	(◇) 9	(◇) 19,062	(◇) 2	(◇) 25	(◇) 11	(◇) 19,087
1947	(◇) 61	* (◇) 48,896	(◇) 19	(◇)(×) 1888	(◇) 80	(◇) 50,784
1948	95	66,710	31	3688	126	70,398
1949	95	(○) 47,301	37	(×) 4353	132	51,654
1950	91	(○) 48,595	39	(×) 4966	130	53,561
1951	107	(○) 58,322	40	(×) 4902	147	63,224
1952	118	(○) 63,831	42	6321	160	69,152

Note: (◇) Approximate figures.

(*) The original labour membership figure, i.e. earlier in the year, was 94,292. Of this group 52,725 were members of unions affiliated to the SFTU. This table shows only 'registered' unions.

(○) These figures are abstracted from the Labour Dept. Reports. They do not tally, however, with those given for the same periods in subsequent Reports. The difference is of minor magnitude.

(×) Includes associations of self-employed persons registered as trade unions.

(出典) Charles Gamba, op. cit., pp. 364-5.

マラヤの労働組合顧問官の役割

- (11) M. R. Stenor, op. cit., p. 193
- (12) M. R. Stenor, op. cit., p. 133 443 p. 141
- (13) M. R. Stenor, op. cit., p. 140
- (14) M. R. Stenor, op. cit., p. 168
- (15) Charles Gamba, op. cit., p. 362
- (16) S. T. H. Zaidi, op. cit., pp. 427-434 に海外での労働組合役員の訓練に参加してきた者の一覧表がのべてある。これに「あるインドキリス労働組合会議 国際自由労連」コロンボ計画「マネスコの協力で実施している」マラヤ連邦およびシンガポールの労働組合数および組合員数は注(6)のとおりである。
- (17) Charles Gamba, op. cit., pp. 495-500
- (18) Alice W. Shurcliff, Growth of Democratic Trade Unions in the Federation of Malaya, Monthly Labour Review, vol. 73, no. 3, p. 275
- (19) Charles Gamba, op. cit., pp. 396-397
- (20) Charles Gamba, op. cit., pp. 404-406
- (21) 非常事態宣言以後の経済主義的な労働組合として National Union of Plantation Workers (NUPW) がある。これは産業別組合で、一九五四年一月に結成され、その指導者はナリヤナン (Naryanan) である。この結成はマラシエが労働組合顧問官を兼ねた後であるが、その前身は一九四六年に結成された五つのプランテーション労働者の労働組合である。Negri Sembhan Indian Labour Union (Negri Sembhan Plantation Workers' Union と名称変更)、Perak Estate Employeess' Union (Malayan Estates Employees' Union と名称変更)、Johore State Plantation Workers' Union, Alor Gajah Labour Union, Malacca Estate Employees' Union の五つである。これらのうち前二つの組合は労働組合顧問官の援助をうけて結成された。Alor Gajah Labour Union は一般労働組合の影響をうけていた時期があったが、それ以外の組合は一般労働組合の影響を排除していた。これらは「ヒム」ロハツツ、オイルバームのプランテーションに働くインド人の労働者を主として組織した組合であり、その組合活動は穩健であり、経済主義的な労働組合であった。もちろんマラヤ共産党の指導をうけた一般労働組合系の組合がプランテーションにも結成され、両者の間で勢力争いがあった。さらにもともとも労働組合をつくるよりは、パンチャヤート

(Panchayat) という自治共同体をプランテーションメンバースとしてはいくつかという案が労働長官から提案され、プランシヤルとは意見が対立したが、労働組合の結成はなかったことと注意しなすはならぬ。NUPW 及び Charles Gamba, The National Union of Plantation Workers—The History of the Plantation Workers of Malaya 1946-1958, Eastern Universities Press Ltd, Singapore, 1962 参照(2)。

(23) Charles Gamba, op. cit., p. 407

(24) この立場は植民地の労働者と労働組合の利益にならぬことと批判する(2)。(2) Jack Woddis, The Mask is off—An Examination of the Activities of Trade Union Advisers in the British Colonies, Thames Publications, 1954 年(2)。(2) の資料は著者の未亡人である Ms. Margaret Woddis の許可を得て、British Library に入手したのである。記して感謝の意を表します。

(25) この点については竹前栄治、戦後労働改革、東大出版会、三〇六～三三九頁